

建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）

実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、県が発注する建設工事に係る委託業務について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、競争性の向上を図るため、建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札（以下「本競争入札」という。）の実施に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第2条 本競争入札の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、県が発注する建設工事に係る委託業務のうち予定価格が次の表に掲げる金額の範囲内の業務で、知事が選定したものとする。

予定価格	2億2千万円未満
------	----------

（入札の公告）

第3条 対象業務を本競争入札に付するときは、和歌山県が設置する和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）において公告するものとする。ただし、それによりがたい場合には対象工事を発注する機関（以下「発注機関」という。）での掲示により公告するものとする。

2 前項の規定により公告するときは、次に掲げる事項を入札公告例（別記第1号様式）により行うものとする。

- (1) 入札に付する業務の概要に関する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札参加手続等に関する事項
- (4) 入札等に関する事項
- (5) 開札等に関する事項
- (6) 審査に関する事項
- (7) 最低制限価格に関する事項
- (8) 落札者の決定方法に関する事項
- (9) 契約に関する事項
- (10) その他本競争入札の手続に関し必要な事項

3 第1項の公告（以下「入札公告」という。）の期間は、原則として次の各号に掲げる「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）の区分による期間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）とする。

(1) 1件の予定価格（税抜き）が500万円未満のもの 15日以上

(2) 1件の予定価格（税抜き）が500万円以上のもの 20日以上

（入札参加資格要件）

第4条 本競争入札に参加できる者は、単体企業で、入札書を提出した日から落札決定日まで
の間、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 次に掲げる対象業務に共通する入札参加資格要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。

ウ 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行。以下「資格審査取扱い基準」という。）に基づく認定を受けている者又は資格審査取扱い基準第9条における資格の再審査に基づく再認定（以下「再認定」という。）を受けている者（以下両者を「資格認定等を受けている者」という。）であること。

エ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

カ 談合等による損害賠償請求を和歌山県からを受けていない者であること。

キ 同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

① 複数の単体企業により構成される組合等（以下「組合等」という。）とその組合等を構成する単体企業の場合

② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 業務ごとに定める次に掲げる入札参加資格要件のうち、次条の規定により決定する具体的要件を満たしていること。

ア 入札に付する業務に対応した資格認定等を受けている者であること。

イ 同種業務等の実績に関する要件を満たしている者であること。

ウ 技術者に関する要件を満たしている者であること。

エ 本店又は営業所等の所在地に関する要件を満たしている者であること。

オ 過去の業務成績に関する要件を満たしている者であること。

カ その他知事が定める要件を満たしている者であること。

(業務ごとに定める入札参加資格要件の決定)

第5条 前条第2号に規定する業務ごとに定める入札参加資格の具体的要件を定めようとするときは、次のとおり審議に付し決定するものとする。

(1) 予定価格(税抜き)が1億円以上の業務については別に定める入札審査会の審議

(2) 予定価格(税抜き)が1億円未満の業務については別に定める地方入札審査会等の審議
(設計図書等)

第6条 設計図書等の閲覧等については、入札公告に示した方法により行うものとする。

2 前項の閲覧等は、原則として、入札公告の期間において行うものとする。

3 設計図書等を電子化できる業務については、入札情報システムに設計図書等を掲載することにより、インターネットを利用して取得させることができるものとする。

4 フロッピーディスク、光ディスク、コンパクトディスク等の電子媒体に設計図書等を記録できる業務については、電子媒体により配布することができるものとする。

(技術資料)

第7条 発注機関の長は、第4条第2号に規定する業務ごとの入札参加要件を確認するため、入札公告を行った後速やかに、入札参加資格要件を満たすことを証明する資料(以下「技術資料」という。)の作成に係る事項等を記載した技術資料作成要領を入札情報システムへの掲載等により、本競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)に交付するものとする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第8条 設計図書等に対する質問は、質問書(別記第2号様式)により受け付け、入札公告の日から提出期間が始まる日までの間のうち、原則として3日間(休日を含まない。)の受付期間を設定するものとする。この場合、受付期間の最終日の受付終了時間は、午後4時とするものとする。

2 発注機関の長は、前項の質問に対する回答を受付期間終了後、提出期間が始まる日までの間に、入札情報システムに掲載するものとする。ただし、これによりがたい場合には、発注機関での掲示により公表するものとする。

(入札書の提出方法)

第9条 入札参加者は、入札書(別記第3号様式)の提出に併せ対象業務に係る業務費内訳書(別記第4号様式)を提出しなければならない。

2 入札参加者は、入札書及び業務費内訳書（以下これらを「入札書等」という。）を封筒に入れ、封筒の表面に、事業年度・業務番号、業務名、業務場所、入札者の商号又は名称、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、入札公告に示す場所に持参し提出しなければならない。この場合、郵便及び電信による提出は認められないものとする。

（入札書等の提出期限等）

第 10 条 入札書等の提出期限（以下「提出期限」という。）は、入札公告に定めた開札予定時刻とし、開札予定時刻の 5 分前から開札予定時刻までを入札書等の提出可能期間（以下「提出期間」という。）とする。

2 入札参加者は、入札書等を提出期間内に提出しなければならない

3 提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

（入札書等の不受理）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、不受理とし、入札書等不受理通知書（別記第 5 号様式）を添えて、当該入札者に返戻するものとする。

(1) 持参以外の方法により提出された入札書等

(2) 提出期間外に提出された入札書等

（入札の不成立）

第 12 条 入札公告で定めた開札日時において、次の各号のいずれにも該当しない入札書を提出した者が 2 者以上ないときは、この入札を不成立とする。ただし、再度公告をして行う入札については、この限りではない。

(1) 同一人が 2 以上の入札をした場合のそのいずれもの入札書

(2) 金額の記入がない入札書

(3) 金額を訂正した入札書

(4) 入札書の事業年度・業務番号、業務名又は業務場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書

(5) 入札書の事業年度・業務番号、業務名、業務場所、商号若しくは名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書

(6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(7) 業務費内訳書を提出しない者がした入札による入札書

(8) 談合その他の不正な行為によってされたことが明らかであると認められる入札に係る

入札書（第 15 条第 5 項の規定により入札が成立したと判断された後に認められたものを除く。）

- (9) 第 4 条に規定する要件を満たさないことが明らかであると認められる者がした入札書
（第 15 条第 5 項の規定により入札が成立したと判断された後に認められたものを除く。）
（失格）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札候補者となり得ない。

- (1) 同一の入札について、2 以上の入札をした者
- (2) 金額の記入がない入札書による入札をした者
- (3) 金額を訂正した入札書による入札をした者
- (4) 入札書の事業年度・業務番号、業務名又は業務場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書による入札をした者
- (5) 入札書の事業年度・業務番号、業務名、業務場所、商号若しくは名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書による入札をした者
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札をした者
- (7) 業務費内訳書を提出しない者
- (8) 明らかに談合その他の不正な行為によって入札をしたと認められる者
- (9) 第 4 条に規定する要件を満たさない者
- (10) 最低制限価格を設定した業務において、最低制限価格未満の価格による入札をした者
- (11) 指定する期限までに技術資料及び入札公告において特に提出を指示する書類がある場合はその書類（以下「技術資料等」という。）を提出しなかった者
- (12) 虚偽の技術資料を提出した者
- (13) 業務費内訳書において、意思表示が不明瞭な入札をした者
- (14) 和歌山県建設工事に係る委託業務総合評価落札方式実施要綱（平成 25 年 11 月 1 日施行。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。）による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者
- (15) 技術提案において、全ての入札に係る情報（過去の入札に係る情報も含む。）を、他の入札参加者から入手していると認められる者
- (16) 入札公告において指示した事項に反して入札をした者

(入札書等の受領及び管理等)

第 14 条 入札執行者は、受領した入札書等の封筒を確認し、第 11 条の規定に該当する場合は不受理とするものとする。

2 受領した入札書等は、いかなる理由があっても開札まで封筒を開封しないものとする。

3 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

(入札経過書の作成)

第 14 条の 2 入札執行者は、開札日に、封筒の表記をもとに入札経過書（別記第 6 号様式）を作成するものとし、対象業務に係る入札書等を提出した全ての入札参加者を記載するものとする。

2 前条第 1 項により不受理とする場合は、その旨を入札経過書に記載するものとする。

(開札)

第 15 条 開札は、入札公告に示す日時に行うものとし、入札執行者が開札予定時刻になったことを確認した後、入札者の面前において行うものとする。

2 入札執行者は、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

3 入札執行回数は、1 回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、その旨を告げ、開札手続を終了するものとする。

4 入札執行者は、開札後直ちに入札書に通し番号を付し、提出のあった入札書の数を公表した上で、開札手続を終了するものとする。

5 入札執行者は、開札手続終了後速やかに、入札書について第 12 条各号に規定する事由の有無を審査し、発注機関の長は、同条の規定に基づき、開札日において当該入札が成立したかどうかの判断を行うものとする。ただし、発注機関の長は、入札成立後であっても、開札日において当該入札を不成立とすべき事由があったことを認めた場合は、当該入札を成立とした判断を取り消すこととする。

6 入札執行者は、開札終了後、予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格をもって入札した者を最低価格入札者とする。この場合において、最低価格入札者が 2 者以上ある場合は、発注機関の長は当該最低価格入札者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、くじを行う日時及び場所は、発注機関の長が指定するものとし、指定する日時及び場所に当該最低価格入札者が出席しない場合は当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

(落札候補者決定のための発注機関の長による入札参加資格要件審査)

第 16 条 発注機関の長は、前条の規定による当該最低価格入札者にファクシミリ又は電話により連絡し、書面による技術資料等の提出を指示するものとする。

2 最低価格入札者は、発注機関の長から技術資料等の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として 2 日以内（休日を含まない。）に提出しなければならない。

3 一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、発注機関の長が必要と認めたときは、すでに提出された技術資料に関し、より詳細な資料を提出させることができるものとする。

4 発注機関の長は、技術資料の受領後速やかに、最低価格入札者が第 4 条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行うとともに、第 13 条各号の失格事由に該当しないことを確認した上で、落札候補者として決定する。この場合において、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し技術資料等の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次審査するものとする。

5 前項の審査の結果における落札候補者が、当該審査以降において第 13 条の規定による失格となった場合には、前項後段の規定の例により落札候補者を決定するものとする。

6 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書（別記第 7 号様式）により取りまとめ、発注機関で保存するものとする。

7 入札参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して原則として 5 日（休日を含まない。）以内に行わなければならない。

(落札決定方法)

第 17 条 発注機関の長は、前条に規定する手続を経て落札候補者となった者を落札者とするものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定)

第 18 条 発注機関の長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にファクシミリ又は電話により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

2 発注機関の長は、第 16 条第 4 項の審査により当該最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該最低価格入札者に対して入札参加資格要件不適格通知書（別記第 8 号様式）により通知をするものとする。

3 落札決定後、契約の日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は構成員を含む。以下同

じ。)が、第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第19条 前条第2項の通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、発注機関の長に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 当該入札参加資格要件を満たさないと認められた者が前項の説明を求める場合は、苦情申立書(別記第9号様式)を持参し、又は郵送して行うものとする。

3 発注機関の長は、第1項の規定により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に回答するものとする。

4 当該苦情の申立ては、第16条から第18条まで及び前3項の事務の執行を妨げないものとする。

(入札結果等の公表)

第20条 発注機関の長は、対象業務の入札経過書については、開札後及び落札決定後に速やかに、閲覧等により公表するものとする。

2 発注機関の長は、前項の公表までの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(入札の延期、取り止め)

第21条 知事は、本競争入札において、事故等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることができるものとする。

(費用の負担)

第22条 入札書等及び苦情申立書の作成、提出等に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

(その他)

第23条 発注機関は、入札参加者が提出した技術資料を、当該入札参加者に無断で使用しないものとする。

2 対象業務の入札関連書類は、和歌山県ホームページに掲載するものとする。

(総合評価に係る読み替え)

第24条 この要領に基づき入札を実施する建設工事に係る委託業務のうち、総合評価落札方

式要綱による総合評価を行うものについては、別紙のとおり読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 15 日から施行し、同日以後に入札公告を行う対象業務から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 2 月 12 日から施行し、同日以後に入札公告を行う対象業務から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 16 日から施行し、平成 21 年 5 月 1 日以降に提出期間を定める対象業務から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 2 条については施行日以後から、その他の改正後の規定については平成 22 年 4 月 15 日以降に入札公告を行う対象業務から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 5 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告を行う対象業務から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告を行う対象業務から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 20 日から施行し、8 月 1 日以後に入札公告を行う対象業務から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 2 月 24 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日以後に契約を締結する対象業務から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 12 日から施行し、平成 25 年 8 月 15 日以後に入札公告を行う対象業務から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 3 月 25 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日以後に入札公告を行う対象業務から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 3 月 18 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日以後に入札公告を行う対象業務から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以後に契約を締結する対象業務から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 5 月 19 日から施行し、平成 28 年 6 月 1 日以後に入札公告を行う対象業務から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日以後に契約を締結する対象業務から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 26 日から施行し、平成 30 年 6 月 1 日以後に提出期間を定める対象業務から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に契約を締結する対象業務から適用する。

別紙（第 24 条関係）

総合評価落札方式実施要綱による総合評価を行う場合の読み替え

第 7 条 発注機関の長は、入札公告を行った後速やかに、技術提案（総合評価において評価値を算定するために入札時に入札書に添付して提出を求める書類及び開札後に提出を求める技術提案（総合評価において評価値を確定するために開札後に提出を求める書類及び第 4 条第 2 号に規定する入札参加資格要件の確認を行うために開札後に提出を求める技術資料のことをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の作成に係る事項等を記載した技術提案作成要領を本競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対して入札情報システム等により、交付するものとする。

第 9 条

2 入札参加者は、入札書、業務費内訳書及び技術提案（入札公告において入札書と同時に提出することとされたものに限る。）（以下これらを「入札書等」という。）を封筒に入れ、封筒の表面に、事業年度・業務番号、業務名、業務場所、入札者の商号又は名称、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、入札公告に示す場所に提出しなければならない。この場合、郵便及び電信による提出は認められないものとする。

第 12 条

(7) 業務費内訳書及び技術提案（入札公告において入札書と同時に提出することとされたものに限る。）を提出しない者がした入札書

第 13 条

(7) 業務費内訳書及び技術提案（入札公告において入札書と同時に提出することとされたものに限る。）を提出しなかった者

(11) 指定する期限までに開札後に提出を求める技術提案及び入札公告において特に提出を指示する書類がある場合はその書類（以下「技術提案等」という。）を提出しなかった者

(12) 虚偽の技術提案を提出した者

(13) 業務費内訳書及び技術提案において、意思表示が不明瞭な入札をした者

第 15 条

6 入札執行者は、開札終了後、総合評価を行った結果、予定価格の制限の範囲内の価格で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とする。この場合において、最高評価値入札者が 2 者以上ある場合は、発注機関の長は当該最高評価値入札者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、くじを行う日時及び場所は、発注機関の長が指定するものとし、指定する日時及び場所に当該最高評価値入札者が出席しない場合は当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

第 16 条 発注機関の長は、前条の規定による当該最高評価値入札者にファクシミリ又は電話により連絡し、開札後に提出を求める技術提案等の提出を指示するものとする。

2 最高評価値入札者は、発注機関の長から開札後に提出を求める技術提案等の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として 2 日以内（休日を含まない。）に提出しなければならない。

3 一度提出された技術提案の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、発注機関の長は、必要と認めたときは、すでに提出された技術提案に関しより詳細な資料を提出させることができるものとする。

4 発注機関の長は、開札後に提出を求める技術提案の受領後速やかに、最高評価値入札者が第 4 条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行うとともに、第 13 条各号（第 7 号を除く。）の失格事由に該当しないことを確認した上で、落札候補者として決定する。この場合において、最高評価値入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し開札後に提出を求める技術提案等の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次審査するものとする。

7 入札参加資格要件の審査は、総合評価が完了した日の翌日から起算して原則として 5 日（休日を含まない。）以内に行わなければならない。

第 18 条

2 発注機関の長は、第 16 条第 4 項の審査により当該最高評価値入札者が当該入札参加資

格要件を満たさないことを確認した場合は、当該最高評価値入札者に対して入札参加資格要件不適合通知書（別記第8号様式）により通知をするものとする。

第23条 発注機関は、入札参加者が提出した技術提案を、当該入札参加者に無断で使用しないものとする。

2 対象業務の入札関連書類は、和歌山県ホームページに掲載するものとする。